

広島県訓令第10号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条（略） 一―四（略） 五 文書管理システム 電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、電子署名、施行、保存、廃棄その他文書管理に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一―四（略） 五 文書管理システム 電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。 六 電子文書交換システム 総合行政ネットワークの機能を利用して電子文書を交換するためのシステムであつて、必要に応じて電子署名を付与することができるものをいう。</p>
<p>六一―一（略） 第十條 本庁等に到着した文書等は、文書取扱課において收受し、当該文書等の封筒に別記様式第十号による文書收受印を押印の上、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により交付しなければならない。ただし、ファクシミリ、電子メール、総合行政ネットワーク、電子申請システム、文書管理システム又は電子契約システム（以下「ファクシミリ等」という。）により受信された文書等の收受及び交付については受信の方法に応じそれぞれ別に定めるところによる。 一・二（略） 2―4（略）</p>	<p>七一―二（略） 第十條 本庁等に到着した文書等は、文書取扱課において收受し、当該文書等の封筒に別記様式第十号による文書收受印を押印の上、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により交付しなければならない。ただし、ファクシミリ、電子メール、電子文書交換システム、電子申請システム又は電子契約システム（以下「ファクシミリ等」という。）により受信された文書等の收受及び交付については受信の方法に応じそれぞれ別に定めるところによる。 一・二（略） 2―4（略）</p>
<p>（文書等の庁内使送） 第十四條 本庁において、次に掲げる文書等（電子メール、総合行政ネットワーク、電子申請システム又は文書管理システムにより受信された文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、休日及び執行時間外を除き、総務課長が別に指定する者が主務課又は総務課へ使送するものとする。ただし、使送</p>	<p>（文書等の庁内使送） 第十四條 本庁において、次に掲げる文書等（電子メール、電子文書交換システム又は電子申請システムにより受信された文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、休日及び執行時間外を除き、総務課長が別に指定する者が主務課又は総務課へ使送するものとする。ただし、使送することが適当でない</p>

することが適当でない」と総務課長が認めた文書等は、この限りでない。

2 (略) 一・二 (略)

2 (略) (電子文書管理システムによる電子署名)

第三十一条の二 文書管理システムにより起草し、電子文書として文書等を施行する場合で、当該文書等の内容が前条第一項の公印を押印すべきものに該当するときは、公印の押印に代えて文書管理システムによる電子署名を付与するものとする。

2| 前項の規定により電子署名を付与するとき
は、当該文書等を総務局総務課の文書事務取扱主任（文書事務取扱主任が定める者を含む。次項、次条及び第三十一条の四において同じ。）に提示し、審査を受けなければならない。
3| 総務局総務課の文書事務取扱主任は、前項の審査において適正と認めるときは、電子署名の付与に必要な措置を行うこととする。

2 (略) (電子契約システムによる電子署名)

第三十一条の三 (略)

2 前項の規定により電子署名を付与するときは、当該文書等を総務局総務課又は次の各号に掲げる地方機関の課の文書事務取扱主任に提示し、審査を受けなければならない。

3 一―四 (略)

3 (略) (その他の電子署名)

第三十一条の四 前二条に定めるシステム以外のシステムにより電子文書として文書等を施行する場合で、当該文書等の内容が第三十一条第一項の公印を押印すべきものに該当し、かつ、総務課長が認めるものは、公印の押印に代えて当該システムによる電子署名を付与することができる。

2| 前項の規定により電子署名を付与するときは、当該文書等を総務局総務課の文書事務取扱主任に提示し、審査を受けなければならない。

3| 総務局総務課の文書事務取扱主任は、前項の審査において適正と認めるときは、電子署名の付与に必要な措置を行い、電子署名の付与を実施しようとする者は、その実施に必要な措置を行うこととする。

第四十五条 (略)

いと総務課長が認めた文書等は、この限りでない。

2 (略) 一・二 (略)

2 (略) (電子文書交換システムによる電子署名)

第三十一条の二 電子文書交換システムにより文書等を施行する場合で、当該文書等の内容が前条第一項の公印を押印すべきものに該当するときは、公印の押印に代えて電子文書交換システムによる電子署名を付与するものとする。

2 (略) (電子契約システムによる電子署名)

第三十一条の三 (略)

2 前項の規定により電子署名を付与するときは、当該文書等を総務局総務課又は次の各号に掲げる地方機関の課の文書事務取扱主任（文書事務取扱主任が定める者を含む。次項において同じ。）に提示し、審査を受けなければならない。

3 一―四 (略)

第四十五条 (略)

(電子文書交換システムの利用による文書等の事務処理の取扱い)

第四十六条 電子文書交換システムによる文書

第四十六条―第四十九条 (略)

等の收受、施行等に関する事務の処理については、この規程によるほか、広島県電子文書交換システム取扱要領その他の関係規程に定めるところによる。

第四十七条―第五十条 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。